

東灘区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年 3 月 16 日 東灘区長決定

(目的)

第 1 条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年 3 月 8 日市長決定。以下、「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第 2 条 要綱別表第 2 に定める事業については、別表 1 の基準により助成するものとする。

(その他)

第 3 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東灘区ふれあいのまちづくり助成実施要領(平成 14 年 4 月 1 日施行)は廃止する。
- 3 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 東灘メニュー(要綱別表第 2)地域福祉活動メニューの追加)

附則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 地域福祉活動メニューの追加および一部削除、条件の変更および、地域福祉活動メニュー【提案型】の追加)

附則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 地域福祉活動メニュー【提案型】の文言修正)

附則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 地域福祉活動メニューの削除および、地域福祉活動メニュー【提案型】を「提案型活動メニュー」に改正)

附則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 東灘メニュー(要綱別表第 2)提案型活動メニュー 6 を追加)

○別表 1

東灘メニュー（要綱別表第2）提案型活動メニュー

助成対象活動	助成条件	助成額
1. 地域福祉・地域交流事業	高齢者の暮らしを支える事業、又は地域交流をはかる事業であること。	1回 20,000 円以内 上限 300,000 円
2. ふれあいのまちづくり協議会の広報機能強化事業	協議会のHP作成・維持管理・チラシの作成等広報機能の強化をはかる事業であること。	上限 10,000 円
3. ふれあいサロン事業・子育てサークルづくり事業・デジタル環境整備事業の備品購入補助	ふれあいサロン事業・子育てサークルづくり事業・デジタル環境整備事業を実施する協議会で事業に必要な備品であること。	上限 50,000 円
4. 地域の課題改善・地域の特性を活かした事業	地域の課題改善や地域の特性を活かした地域活動事業で、区長が特に必要であると認めるもの。	上限 300,000 円
5. サテライト事業	合理的な理由に基づき、協議会が自治会館など地域福祉センター以外の場所で開催する公益活動であること。 （ただし、支出が発生しない活動や協議会会員のみの参加を予定している、もしくは特定の個人のみの参加を予定している活動は除く。）	上限 60,000 円
6. 学生ボランティアとの協働事業	・ふれあいのまちづくり協議会が行う事業に学生ボランティア（年齢は問わない）を参画させること。 ・学生ボランティアへの交通費、謝礼、ボランティア保険費用、学生を募集するにあたっての広報活動など。	上限 30,000 円

※提案型活動メニュー 1～5 は他の活動メニュー（要綱別表 1、3～8）と併用不可。